

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、栃木県は、飲食店等の皆様に営業時間の短縮等を要請しました。

この要請に応じた皆様に、協力金を支給します。

## 対象期間

- ①令和4年1月27日(木)～令和4年2月20日(日)までの全25日間
- ②令和4年1月28日(金)～令和4年2月20日(日)までの全24日間
- ③令和4年1月29日(土)～令和4年2月20日(日)までの全23日間

\* 営業時間の短縮の準備ができた店舗から始めていただけるよう、対象期間を3種類としました。

## 対象地域

栃木県全域

\* 対象期間や対象地域に変更が生じることがあります。

## 対象店舗

食品衛生法上における営業の許可を受けている飲食店等

下記の店舗等は営業時間短縮要請の対象とはなりません。

- ・ 営業の実態のない店舗
- ・ テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、  
飲食の場を提供しないキッチンカー等
- ・ ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ・ 特定の法人等の社員のみに飲食を提供する場合
- ・ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）等

## 主な申請要件

(一部のみ抜粋)

- ・ 栃木県内に対象店舗を有する、食品衛生法上における営業許可証に記載されている営業者であること。
- ・ 対象期間の始期より前に必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。  
また、当該許可の有効期限が、対象期間の最終日以降であること。
- ・ 通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた飲食店等が、対象期間の全期間、5時から20時までの間に営業時間を短縮（休業を含む。）し、酒類の提供(利用者の持込みを含む)を自粛すること。  
また、通常21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていたとちまる安心認証店が、5時から21時までの間に営業時間を短縮（休業を含む。）し、酒類の提供(利用者の持込みを含む)を20時までとする  
こと。
- ・ 要請期間中、営業時間を短縮していること等を店舗又は店頭に掲示すること。
- ・ 営業時間短縮要請に応じた店舗として、店名等を公表することに同意すること。
- ・ 追加書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じ、協力すること。
- ・ 申請書類等の情報を、行政機関（税務当局、警察、国、市町等）の求めに応じ提供することに同意すること。

## 申請方法

郵送又はインターネット

### 受付期間

\* 郵送の場合は、簡易書留などの追跡できる方法で郵送して下さい。

郵 送

・・・令和4年2月21日(月)～令和4年4月22日(金) 消印有効

(宛先) 〒320-0801 栃木県宇都宮市池上町4-1

第8弾栃木県協力金受付センター

インターネット

・・・令和4年3月1日(火)～令和4年4月22日(金)

\* 申請用ポータルサイトを準備中です。準備ができ次第、栃木県のホームページでご案内します。

# 支給額等

\* 要請前において、営業時間の短縮を要請される時間（Aの場合20時、Bの場合21時）よりも早い時間に閉店する店舗は対象となりません。

【とちまる安心認証店】・・・下記A、Bどちらかを選択。

	要請内容	支給額（中小企業等）
A	●営業時間を5時から20時までに短縮（又は休業） ●酒類の提供は自粛	3～10万円／日
B	●営業時間を5時から21時までに短縮 ●酒類の提供は20時まで	2.5～7.5万円／日

【とちまる安心認証店以外】

	要請内容	支給額（中小企業等）
A	●営業時間を5時から20時までに短縮（又は休業） ●酒類の提供は自粛	3～10万円／日

## 1日当たりの支給額

A：20時まで（酒類の提供は自粛）の営業時間短縮を行う場合

### ○個人事業主・中小企業【売上高方式】

1日当たりの飲食業の売上高	1日当たりの協力金額
75,000円以下	30,000円
75,000円超、250,000円以下	1日当たりの飲食業の売上高 ×0.4
250,000円超	100,000円

### ○大企業【売上高減少額方式】

※中小企業等も選択可

1日当たりの飲食業の売上高減少額  
×0.4  
【上限】  
20万円

B：21時まで（酒類の提供は20時まで）の営業時間短縮を行う場合 \* とちまる安心認証店のみ

### ○個人事業主・中小企業【売上高方式】

1日当たりの飲食業の売上高	1日当たりの協力金額
83,333円以下	25,000円
83,333円超、250,000円以下	1日当たりの飲食業の売上高 ×0.3
250,000円超	75,000円

### ○大企業【売上高減少額方式】

※中小企業等も選択可

1日当たりの飲食業の売上高減少額  
×0.4  
【上限】  
20万円又は  
1日当たりの飲食業の売上高×0.3の  
いずれか低い額。

## 申請書類の配布先

県庁本館2階県民プラザ及び対象地域の県民相談室、対象地域の市役所、対象地域の商工会議所・商工会（2/17頃～配布開始）

\* 準備が整い次第ホームページにも掲載します。

協力金の詳細や申請書類のダウンロードは、  
栃木県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/8thkyoryokukin.html>



『とちまる安心認証』に関するお問い合わせ

☎ 028-341-9715 (10:00～17:00 土日・祝日除く)

## 協力金に関するお問い合わせ

栃木県営業時間短縮協力金コールセンター

(電話番号) 028-651-3707 (1/27～開設)

(受付時間) 午前9時から午後5時まで(土日・祝日も受け付けしています。)